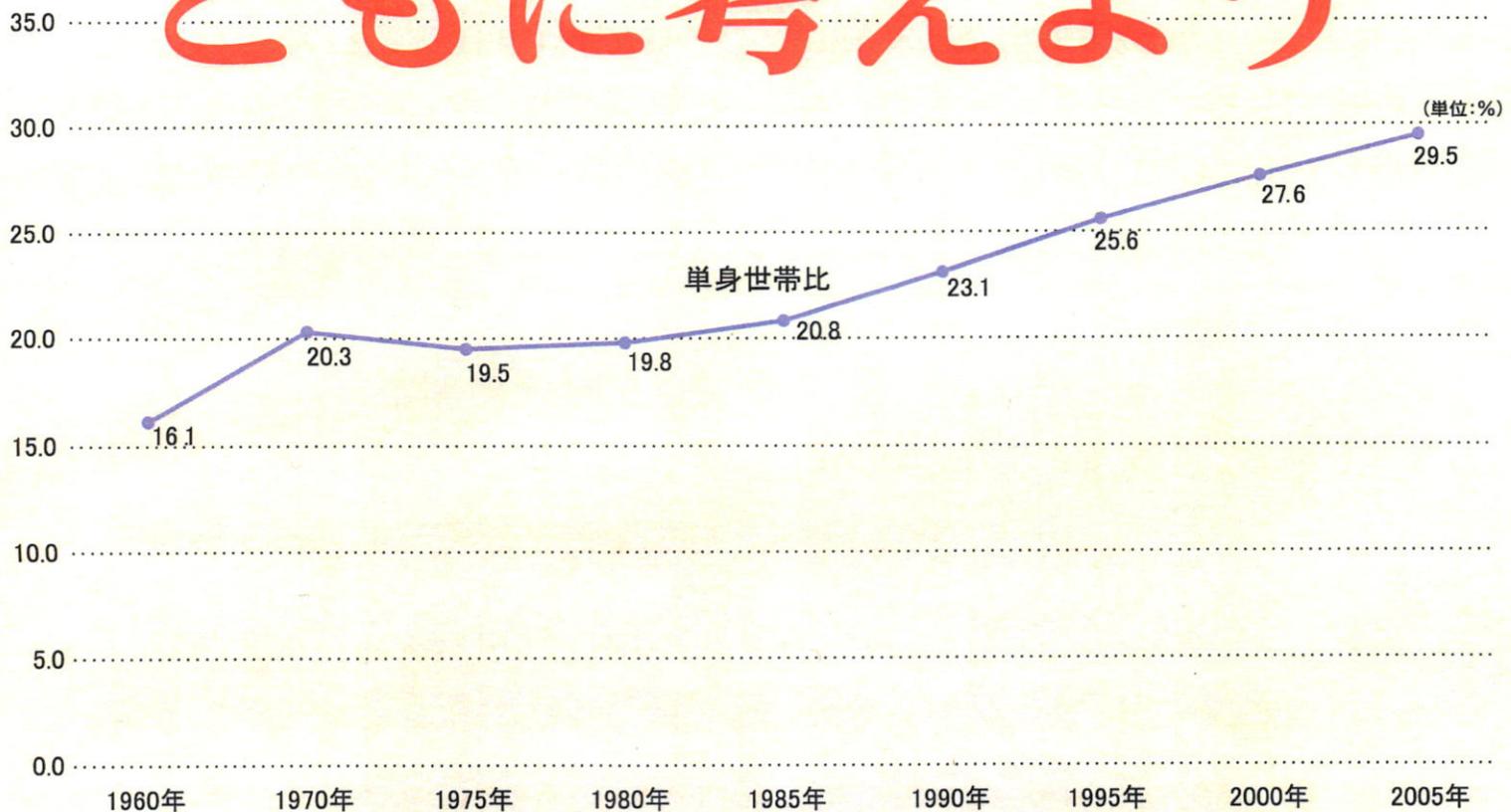


単身世帯をめぐる動向と今後の課題

無縁社会克服へ ともに考えよう



出所：国立社会保障・人口問題研究所 人口統計資料集（2011）

無縁社会——単身世帯の増加と人と人との
関係の希薄化による社会現象

地域人権ネット

半世紀余りの家族の変化

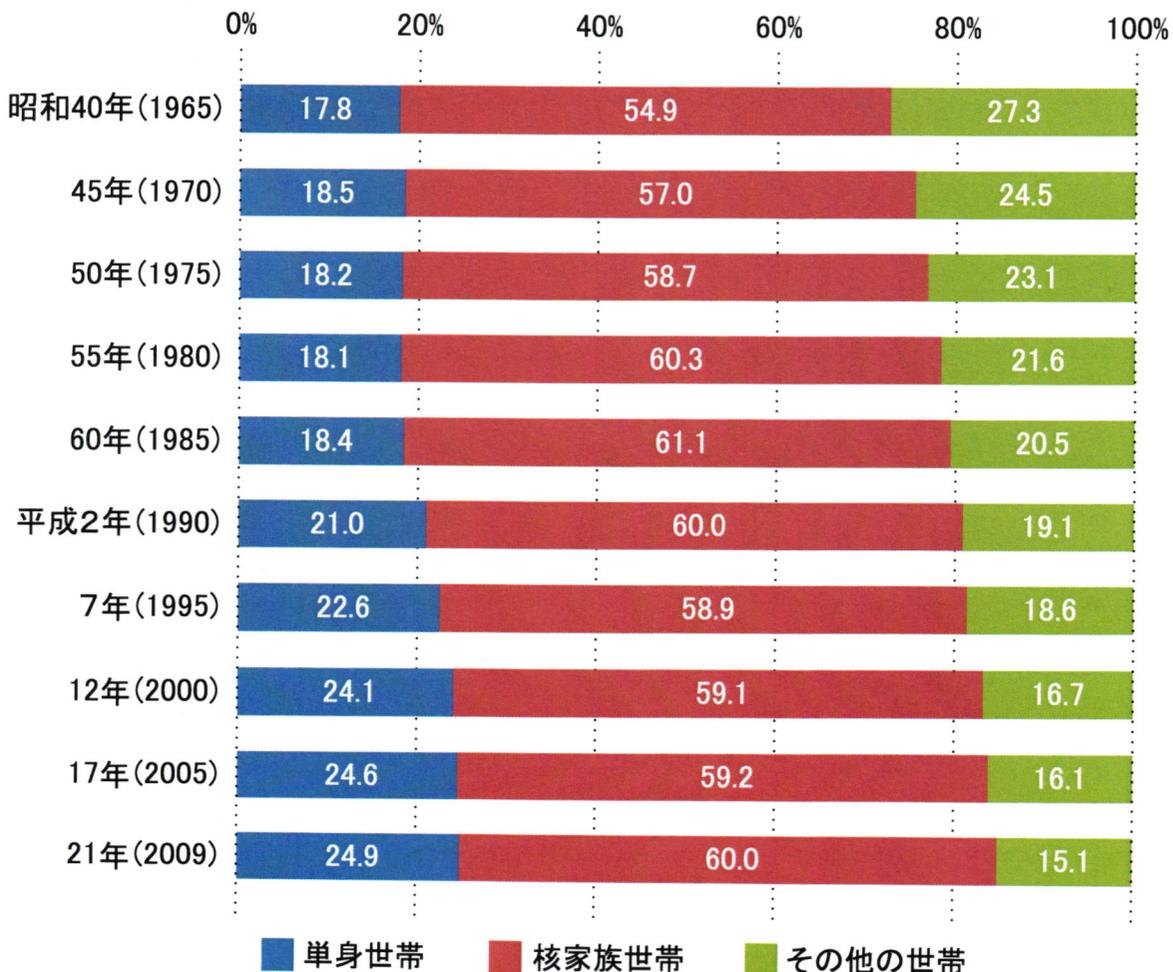
「**核家族世帯**」は、夫婦と未婚の子、ひとり親と未婚の子、夫婦のみの各世帯をいう。

「**単身世帯**」は、1戸もしくは間借り、会社の独身寮に住む単身者をいう。

「**その他の世帯**」は、三世帯世帯とその他の世帯をいう。

半世紀余りの世帯構造をめぐる変化は、1965年当時、「三世帯世帯」と「夫婦と未婚の子のみの世帯」で全体の60%余りを占めていたが、それが今日では「夫婦のみの世帯」「単身世帯」「ひとり親と未婚の子のみの世帯」の増加、「三世帯世帯」「夫婦と未婚の子のみの世帯」の減少が顕著になっている。

世帯構造別に見た構成割合の推移



出所：厚生労働省「平成21年国民生活基礎調査」

家族は今後どうなるか

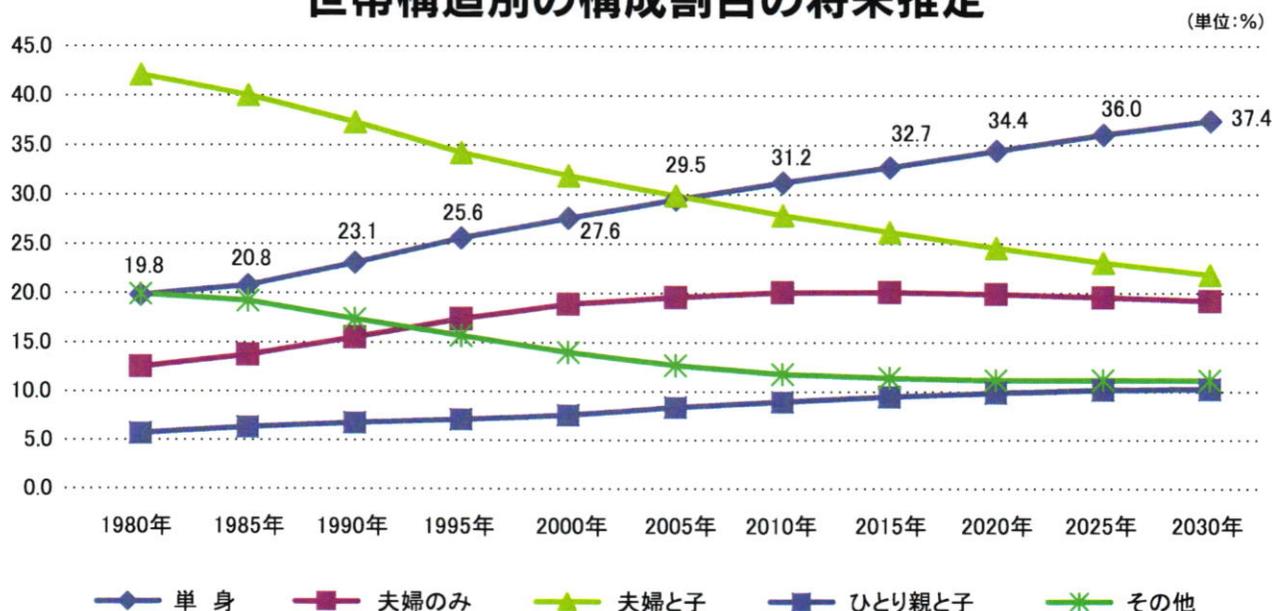
家族をめぐる今後の流れは、「単身世帯」と「ひとり親と子」が増加し、「夫婦のみの世帯」「夫婦と子からなる世帯」「その他の世帯」が減少する。

家族類型別一般世帯数および割合

指標	2005(平成17)年	2030(平成42年)	指数(2005年=100)
●家族類型別世帯数			
単身世帯	1,446万世帯	→ 1,824万世帯	126
夫婦のみの世帯	964万世帯	→ 939万世帯	97
夫婦と子から成る世帯	1,465万世帯	→ 1,070万世帯	73
ひとり親と子からなる世帯	411万世帯	→ 503万世帯	122
その他の一般世帯	621万世帯	→ 544万世帯	88
●家族類型別割合			
	(100%)	(100%)	
単身世帯	29.5%	→ 37.4%	
夫婦のみの世帯	19.6%	→ 19.2%	
夫婦と子から成る世帯	29.9%	→ 21.9%	
ひとり親と子からなる世帯	8.4%	→ 10.3%	
その他の一般世帯	12.7%	→ 11.2%	

出所：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」

世帯構造別の構成割合の将来推定



出所：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」

単身世帯の比率で地域的開き

- 単身世帯が全国平均で25.5%と4分の1を占めているが、地域による比率の高低には大きな開きがある。
- 都道府県では、東京都が32.6%と最高で、山形県が14.9%と最低で、2倍強の開きがある。
- 20大都市別では、大阪市が39.7%と最高で、浜松市が14.8%と最低で、大都市の中でも大きな開きがある。

都道府県・20大都市別にみた単身世帯 (単位：千世帯) 2010年現在

全国

総数	単身世帯	単身世帯比
48,638	12,386	25.5

都道府県

自治体名	総数	単身世帯	単身世帯比
北海道	2,412	760	31.5
青森	502	120	23.9
岩手	487	135	27.7
宮城	861	205	23.8
秋田	383	81	21.1
山形	369	55	14.9
福島	701	164	23.4
茨城	1,009	191	18.9
栃木	686	124	18.1
群馬	730	169	23.2
埼玉	2,649	550	20.8
千葉	2,297	533	23.2
東京	5,466	1,783	32.6
神奈川	3,525	936	26.6
新潟	823	175	21.3
富山	371	70	18.9
石川	406	86	21.2
福井	257	43	16.7
山梨	307	64	20.8
長野	749	155	20.7
岐阜	696	122	17.5
静岡	1,307	260	19.9
愛知	2,621	568	21.7
三重	677	155	22.9
滋賀	483	100	20.7
京都	1,055	302	28.6
大阪	3,518	1,011	28.7
兵庫	2,149	517	24.1
奈良	508	96	18.9
和歌山	380	86	22.6
鳥取	206	44	21.4
島根	269	74	27.5
岡山	747	212	28.4
広島	1,125	286	25.4
山口	579	147	25.4
徳島	301	72	23.9
香川	385	93	24.2
愛媛	587	167	28.4
高知	319	94	29.5
福岡	2,039	597	29.3
佐賀	287	57	19.9
長崎	554	145	26.2
熊本	654	143	21.9
大分	483	137	28.4
宮崎	460	123	26.7
鹿児島	741	240	32.4
沖縄	517	139	26.9

政令都市

自治体名	総数	単身世帯	単身世帯比
東京都区部	3,821	1,318	34.5
札幌市	862	322	37.4
仙台市	437	133	30.4
さいたま市	448	87	19.4
千葉市	355	63	17.7
横浜市	1,519	464	30.5
川崎市	578	166	28.7
相模原市	268	60	22.4
新潟市	301	70	23.3
静岡市	267	65	24.3
浜松市	263	39	14.8
名古屋市	875	242	27.7
京都市	619	203	32.8
大阪市	1,205	478	39.7
堺市	309	63	20.4
神戸市	660	212	32.1
岡山市	285	91	31.9
広島市	486	140	28.8
北九州市	417	131	31.4
福岡市	658	245	37.2

単身世帯比の高い都道府県

自治体名	総数	単身世帯	単身世帯比
東京	5,466	1,783	32.6
鹿児島	741	240	32.4
北海道	2,412	760	31.5
高知	319	94	29.5
福岡	2,039	597	29.3
大阪	3,518	1,011	28.7
京都	1,055	302	28.6
岡山	747	212	28.4
愛媛	587	167	28.4
大分	483	137	28.4

単身世帯比の低い都道府県

自治体名	総数	単身世帯	単身世帯比
山形	369	55	14.9
福井	257	43	16.7
岐阜	696	122	17.5
栃木	686	124	18.1
茨城	1,009	191	18.9
富山	371	70	18.9
奈良	508	96	18.9
静岡	1,307	260	19.9
佐賀	287	57	19.9
長野	749	155	20.7

20大都市中、単身世帯比の高い都市

自治体名	総数	単身世帯	単身世帯比
大阪市	1,205	478	39.7
札幌市	862	322	37.4
福岡市	658	245	37.2
東京都区部	3,821	1,318	34.5
京都市	619	203	32.8
神戸市	660	212	32.1
岡山市	285	91	31.9
北九州市	417	131	31.4
横浜市	1,519	464	30.5
仙台市	437	133	30.4

20大都市中、単身世帯比の低い都市

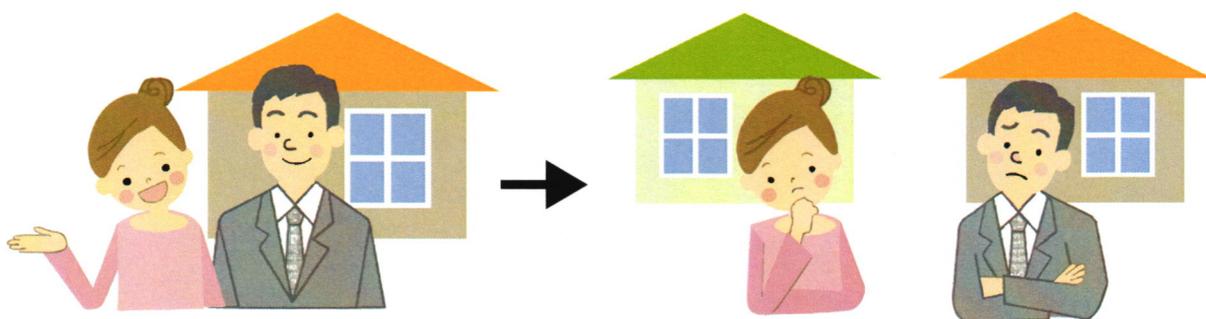
自治体名	総数	単身世帯	単身世帯比
浜松市	263	39	14.8
千葉市	355	63	17.7
さいたま市	448	87	19.4
堺市	309	63	20.4
相模原市	268	60	22.4
新潟市	301	70	23.3
静岡市	267	65	24.3
名古屋市	875	242	27.7
川崎市	578	166	28.7
広島市	486	140	28.8

出所：厚生労働省「平成22年 国民生活基礎調査」

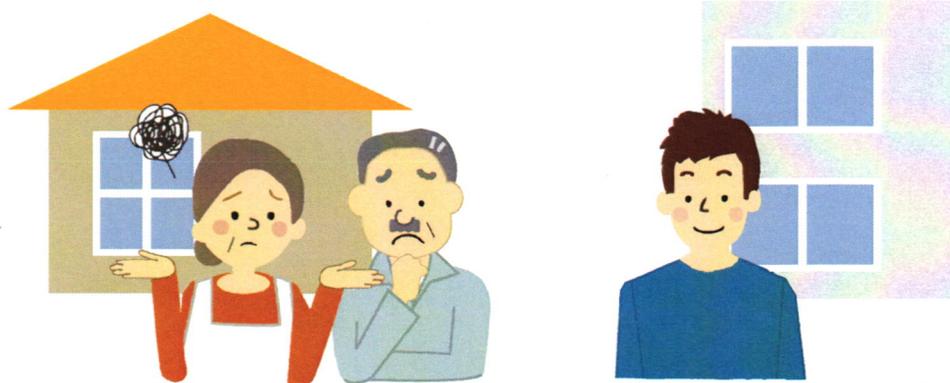
単身世帯はどうして増えたか

—4割強が単身世帯に—

- ①若年者から中高年まで
未婚者、離別者が増加した。



- ②親と子が同居しなくなった。



- ③高齢者世帯が著しく増加した。



1 未婚者・離別者の増加

- ①男女とも未婚者の割合が増加
とくに男性の30代、40代、
女性の20代、30代で大きく上昇した。
- ②離別者の割合は全ての年齢階層で増加
とくに女性の50代で上昇幅が大きい。

年齢階層別人口に占める未婚者・離別者・死別者の割合の変化
1985年と2005年の比較

(単位:%)

		男 性							女 性						
		20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代 以上	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代 以上
未婚者	1985年	76.7	20.6	6.1	2.6	1.4	0.8	0.7	56.5	8.4	4.6	4.4	3.0	1.5	0.9
	2005年	81.8	39.0	19.6	11.8	4.9	2.0	1.0	72.9	25.5	10.2	5.6	4.0	3.9	2.6
	差	5.1	18.5	13.5	9.1	3.5	1.2	0.3	16.4	17.2	5.6	1.3	1.0	2.4	1.7
離別者	1985年	0.3	1.8	2.8	2.5	1.8	1.4	1.0	0.9	3.6	4.5	4.3	3.8	2.3	1.6
	2005年	0.7	2.8	4.8	5.6	4.7	2.5	1.2	1.8	5.9	8.0	8.1	6.0	4.0	2.7
	差	0.4	1.0	2.0	3.1	2.9	1.2	0.2	0.8	2.2	3.5	3.8	2.2	1.6	1.1
死別者	1985年	-	-	-	-	5.4	14.8	37.7	-	-	-	-	30.5	61.4	86.6
	2005年	-	-	-	-	4.0	9.8	24.8	-	-	-	-	15.7	38.0	74.5
	差	-	-	-	-	-1.3	-5.1	-12.9	-	-	-	-	-14.8	-23.4	-12.1

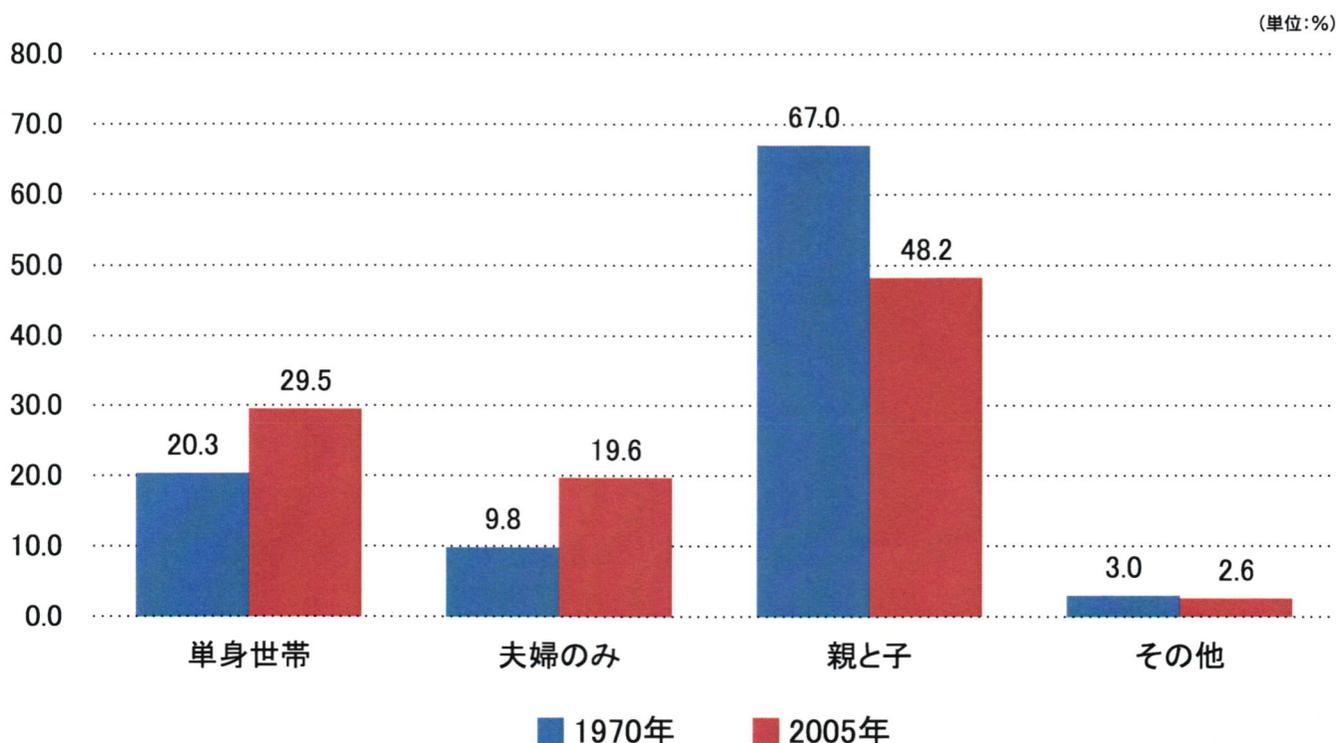
(注) 1. 差は「2005年の割合-1985年の割合」。
2. 網掛け部分は、2桁以上の増減のある箇所。

出所：藤森克彦著「単身急増社会の衝撃」

2 親と子が同居しなくなった

いまから40年程前には親と子が同居する世帯が圧倒的に多かったが、その後の社会の変化にともない、親と子の同居が1970年67.0%から2005年48.2%に激減した。このことが単身世帯と夫婦のみの世帯の増加となった。

家族類型別比較 —1970年:2005年—

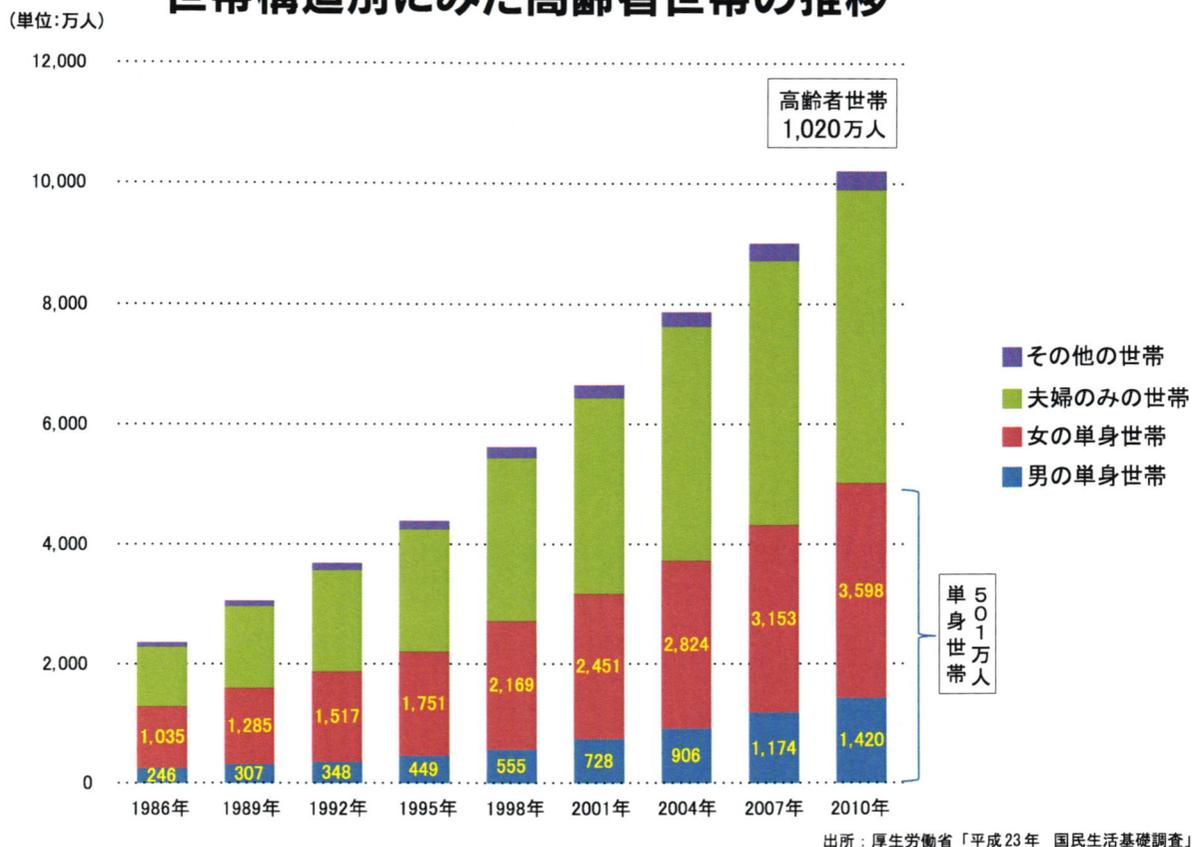


出所：国立社会保障・人口問題研究所 人口統計資料集（2011）

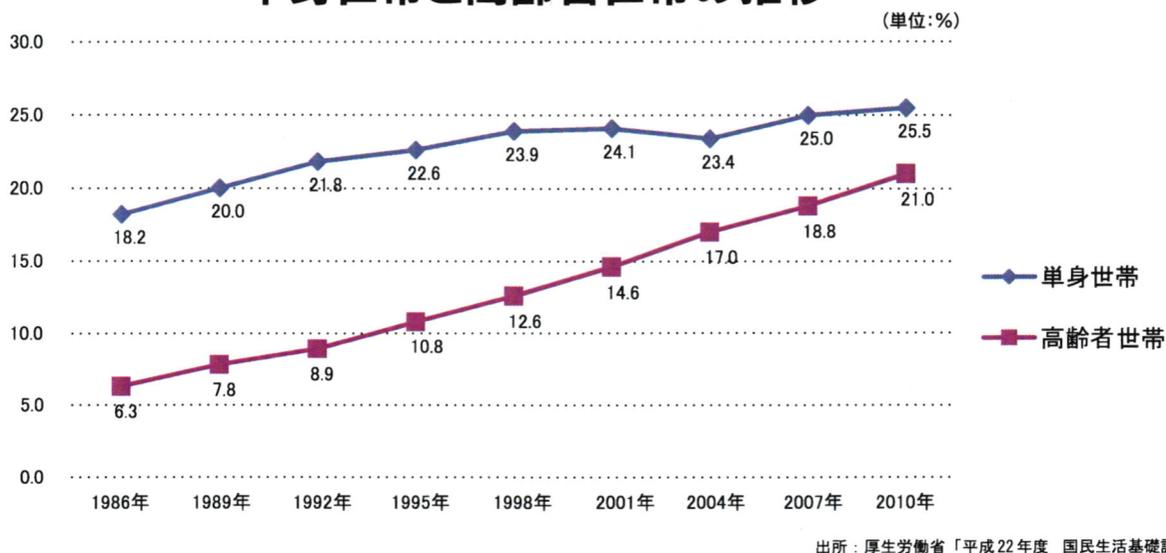
3 高齢者世帯の増加

高齢者世帯は1986年6.3%であったが、2010年には21.0%と急増した。
それにともない単身世帯も増加してきた。

世帯構造別にみた高齢者世帯の推移



単身世帯と高齢者世帯の推移



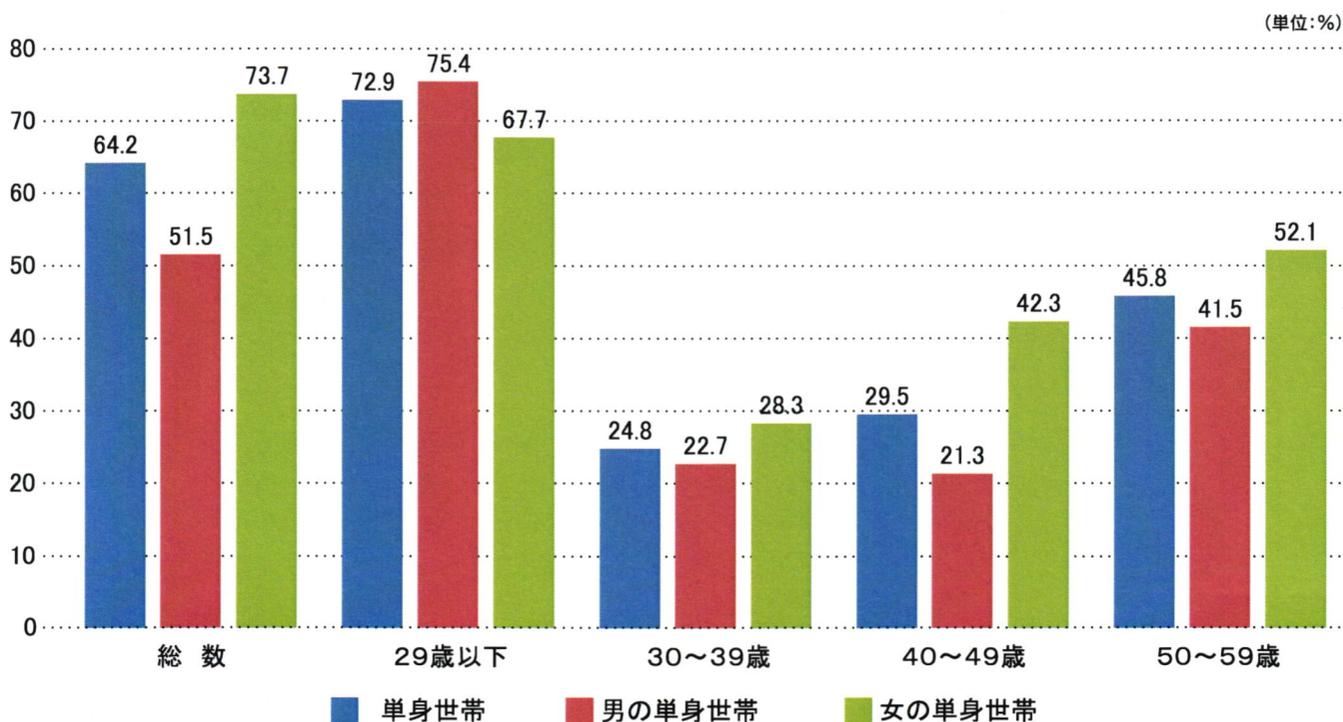
若年・壮年単身世帯の貧困

一人暮らしの勤労者が生活保護を受けずに生活保護基準と同等の生活を営む場合に必要な生活費、すなわち年収250万円を貧困ラインとする。

①59歳以下の若年・壮年単身世帯の貧困構成比は64.2%、男の単身世帯で51.5%、女の単身世帯で73.7%となっている。1人暮らしの単身者の過半数が貧困ラインになっている。

②年齢階層でみた場合、「29歳以下」が72.9%ともっとも高く、「50～59歳」で45.8%となっている。「女の単身世帯」は「50～59歳」「40～49歳」が高くなっている。

若年・壮年単身世帯の貧困比率 —年所得250万円未満— (2009年)



出所：厚生労働省「平成21年国民基礎調査」

1 単身世帯で不安定就労、 無業者が多い

勤労世代の単身世帯で不安定就労や無業者の比率が高い。とくに20代の単身世帯では3人に1人が臨時雇や完全失業者、非労働力である。

単身世帯と2人以上世帯の世帯主の就業状態の比較（2005年）

（単位：％）

		有業者			無業者		
		雇用者		自営・家族 従事者	完全失業者	非労働力	
		常雇	臨時雇				
20代	2人以上世帯の世帯主	84.2	4.9	3.9	6.9	3.7	3.2
	単身男性	64.3	10.3	1.1	24.3	4.2	20.1
	単身女性	65.3	12.5	0.7	21.5	4.3	17.2
30代	2人以上世帯の世帯主	84.9	3.0	7.6	4.6	2.7	1.8
	単身男性	80.2	6.6	4.8	8.5	6.6	1.9
	単身女性	74.5	10.8	3.3	11.4	7.0	4.4
40代	2人以上世帯の世帯主	80.1	3.2	11.5	5.2	2.7	2.5
	単身男性	75.2	6.4	7.8	10.7	8.3	2.4
	単身女性	67.9	9.3	7.1	15.7	8.1	7.6
50代	2人以上世帯の世帯主	69.3	4.1	17.8	8.9	4.2	4.7
	単身男性	62.3	7.5	10.6	19.5	12.5	7.1
	単身女性	53.5	10.0	9.7	26.8	7.3	19.5
60代前半	2人以上世帯の世帯主	32.3	12.8	20.8	34.1	6.7	27.4
	単身男性	30.3	12.0	11.7	46.0	13.3	32.7
	単身女性	25.4	11.7	10.1	52.9	4.3	48.6

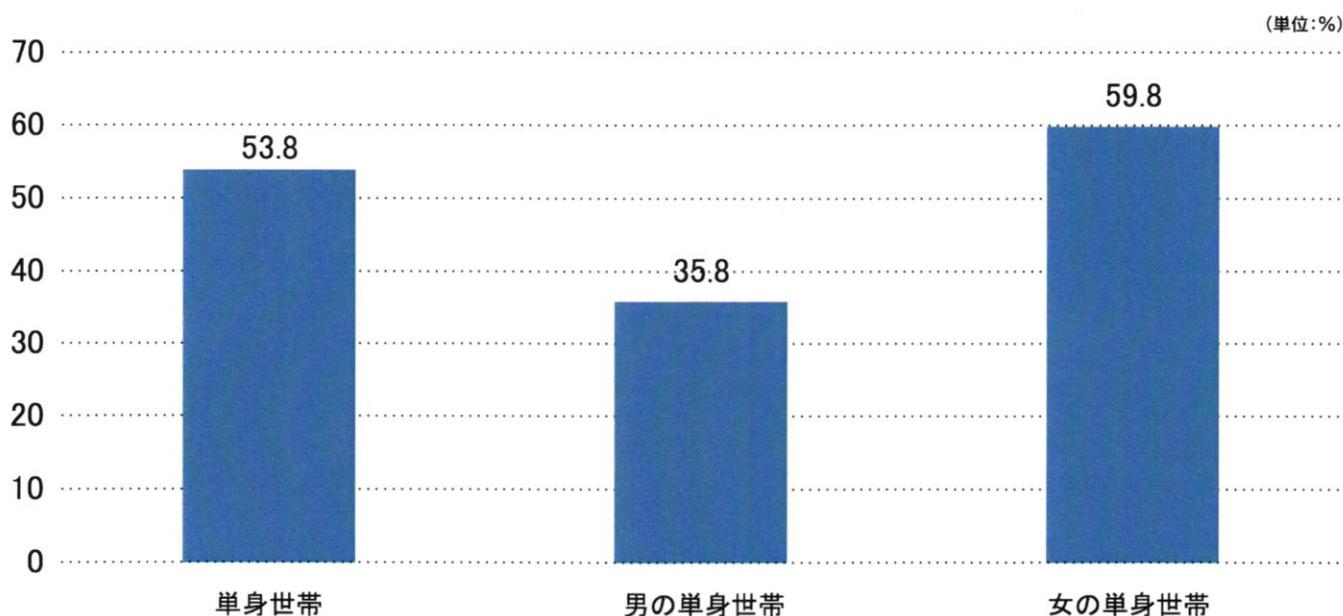
出所：総務省「国勢調査（第2次基本集計）」（2005年）みずほ情報総研作成

2 高齢者単身世帯の貧困

高齢者単身世帯の貧困ラインの設定は、生活保護基準の年間121万5千円、その1.4倍の年収170万円とし、「国民生活基礎調査」の「150～200万円」の分布量の40%を170万円以下と想定した。

高齢者の単身世帯の貧困比率は、「総数」が53.8%、「男の単身世帯」で35.8%、「女の単身世帯」で59.8%となっている。いずれにしても「女の単身世帯」の多くが貧困状況におかれている。

高齢者単身世帯の貧困比率 — 年所得170万円未満 — (2009年)



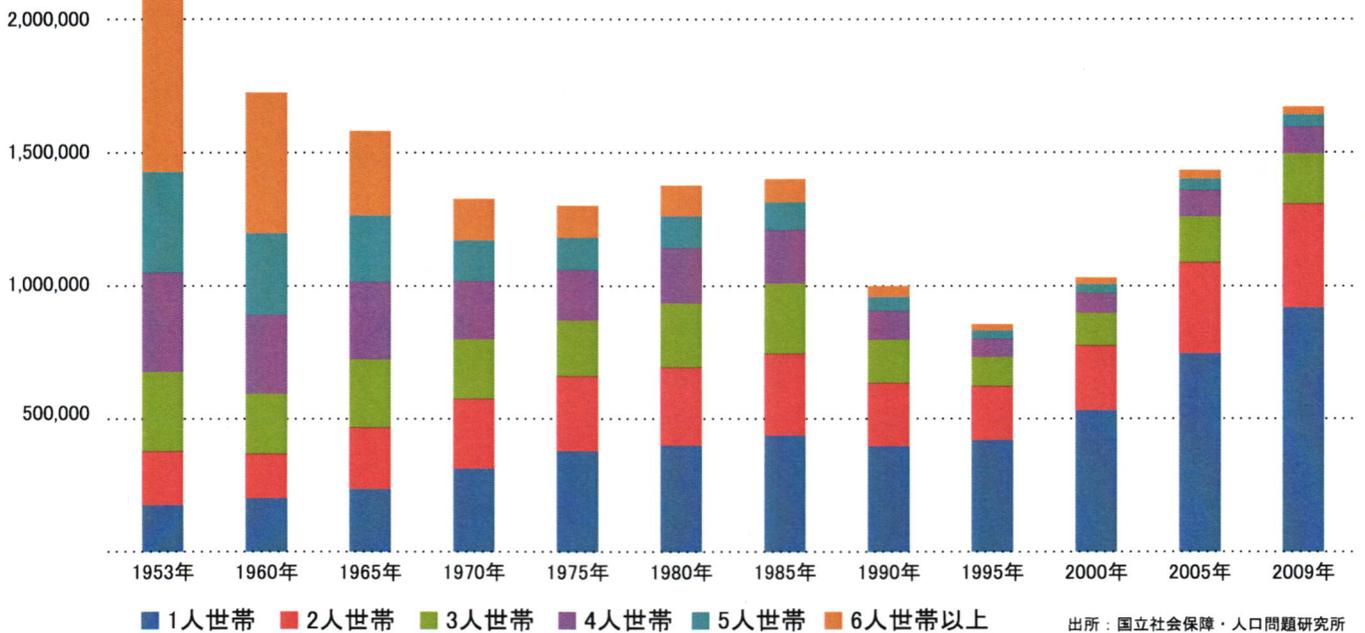
3

生活保護受給世帯で 単身世帯が76%に

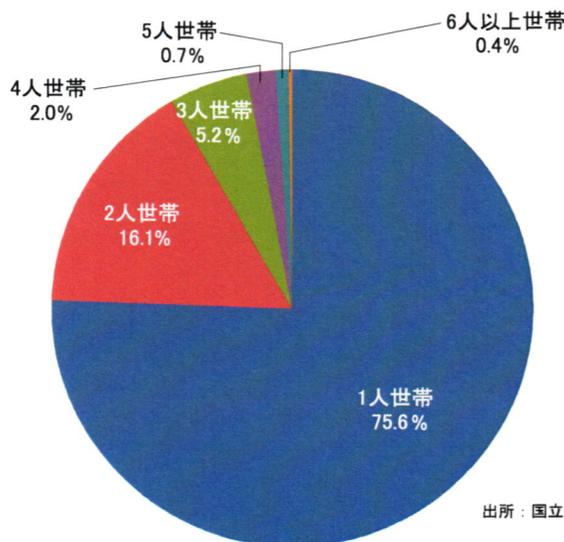
生活保護受給世帯では、ここ半世紀の推移の中で単身世帯が増加の一途をたどっている。

2009年には単身世帯が76%になっている。

世帯人員別被保護人員の年次推移



世帯人員別被保護世帯構成 (2009年)

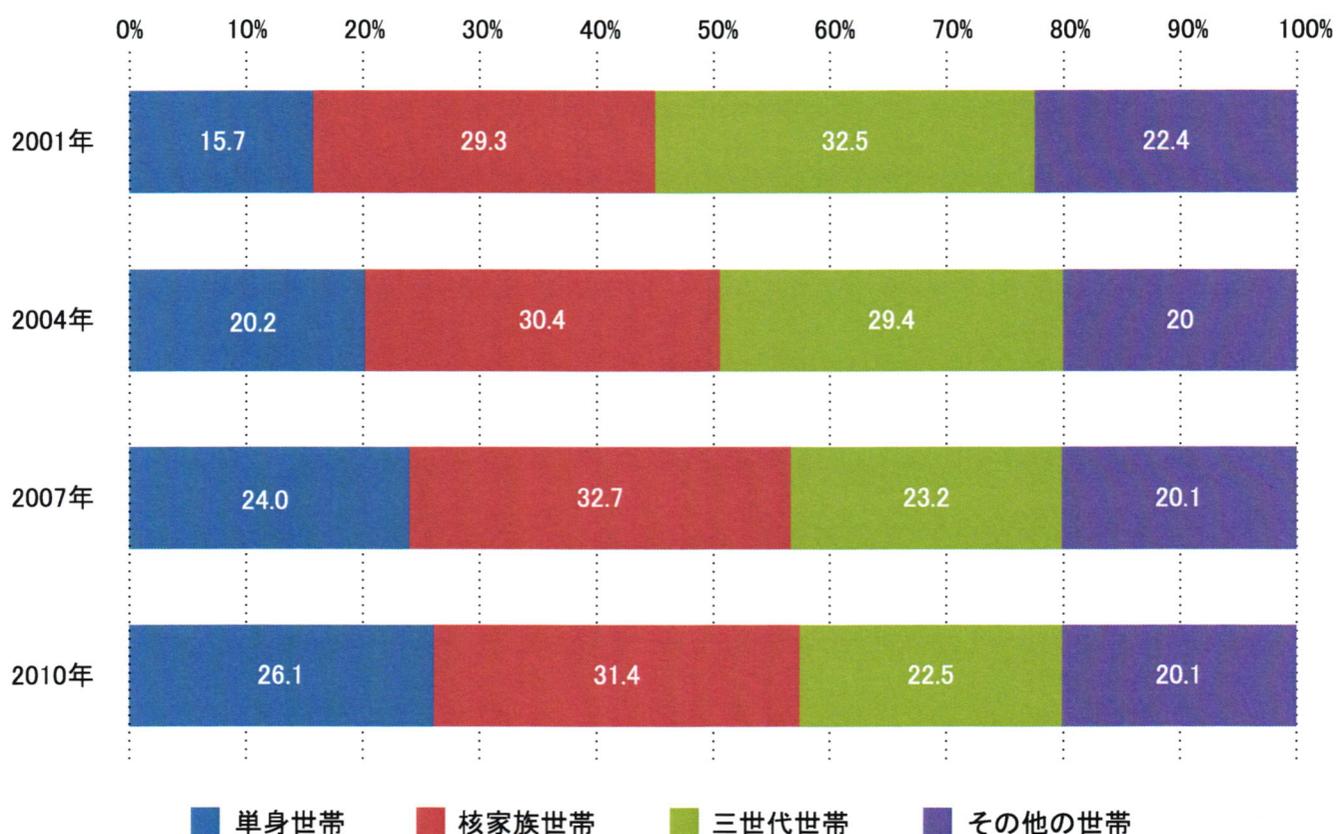


ますます増加する要介護の単身世帯

要介護者等のいる世帯では、この10年間で単身世帯が増加傾向を示し、26.1%（2010年現在）となっている。

単身世帯の増加は、日常的に別居家族による介護を受けることが難しく、生活援助を含めた介護支援が重要さを増す。

世帯構造別にみた要介護者等のいる世帯の構成割合の年次推移



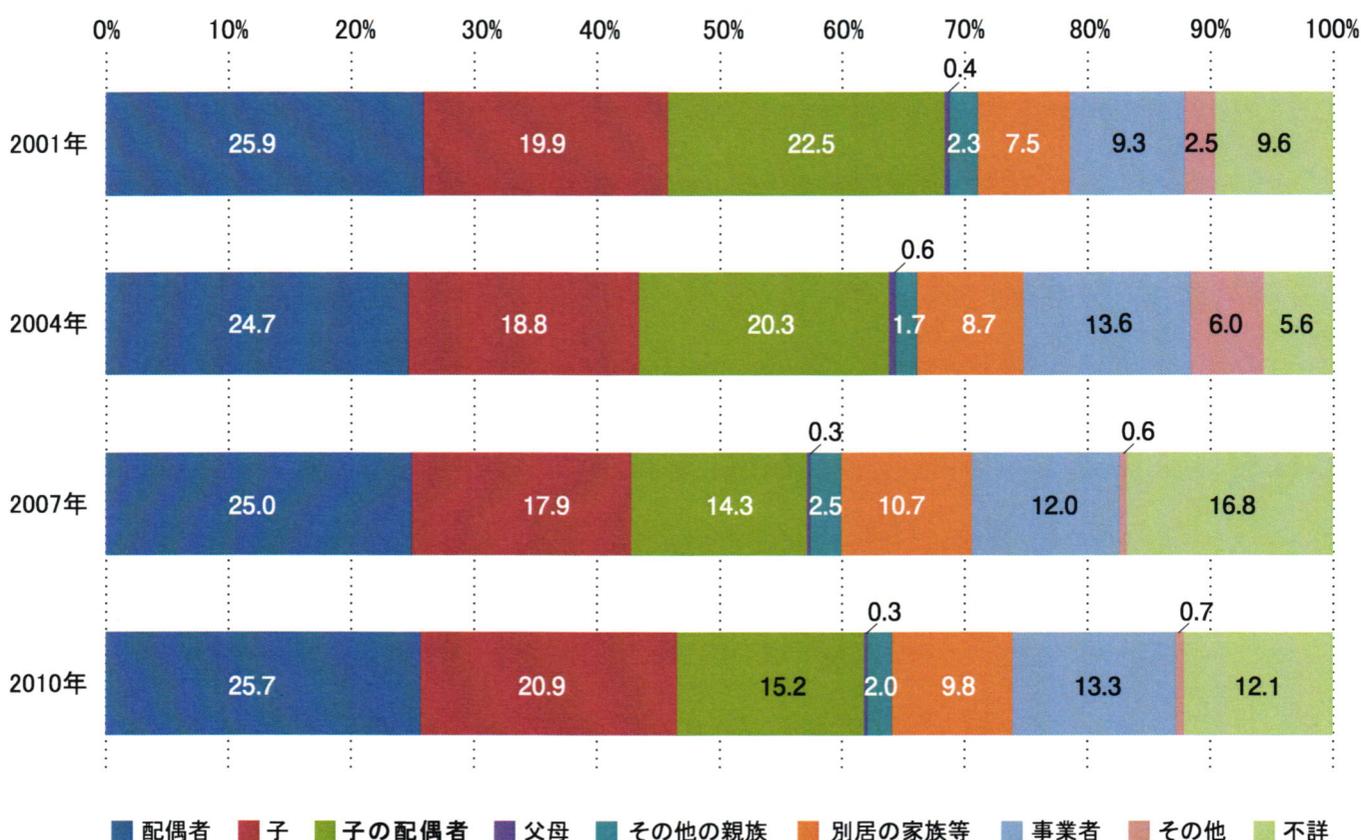
出所：厚生労働省「平成22年 国民生活基礎調査」

1 単身世帯は介護で安心できるか

2000年に導入された介護保険は家族介護から「介護の社会化」に目的があったが、いまだ在宅介護の担い手は、71%が「家族等の介護者」となっている。

現実には家族介護を前提とした上でそれを社会的に補完する水準に止まっている。

要介護者等との続柄別にみた介護者の構成割合の年次推移



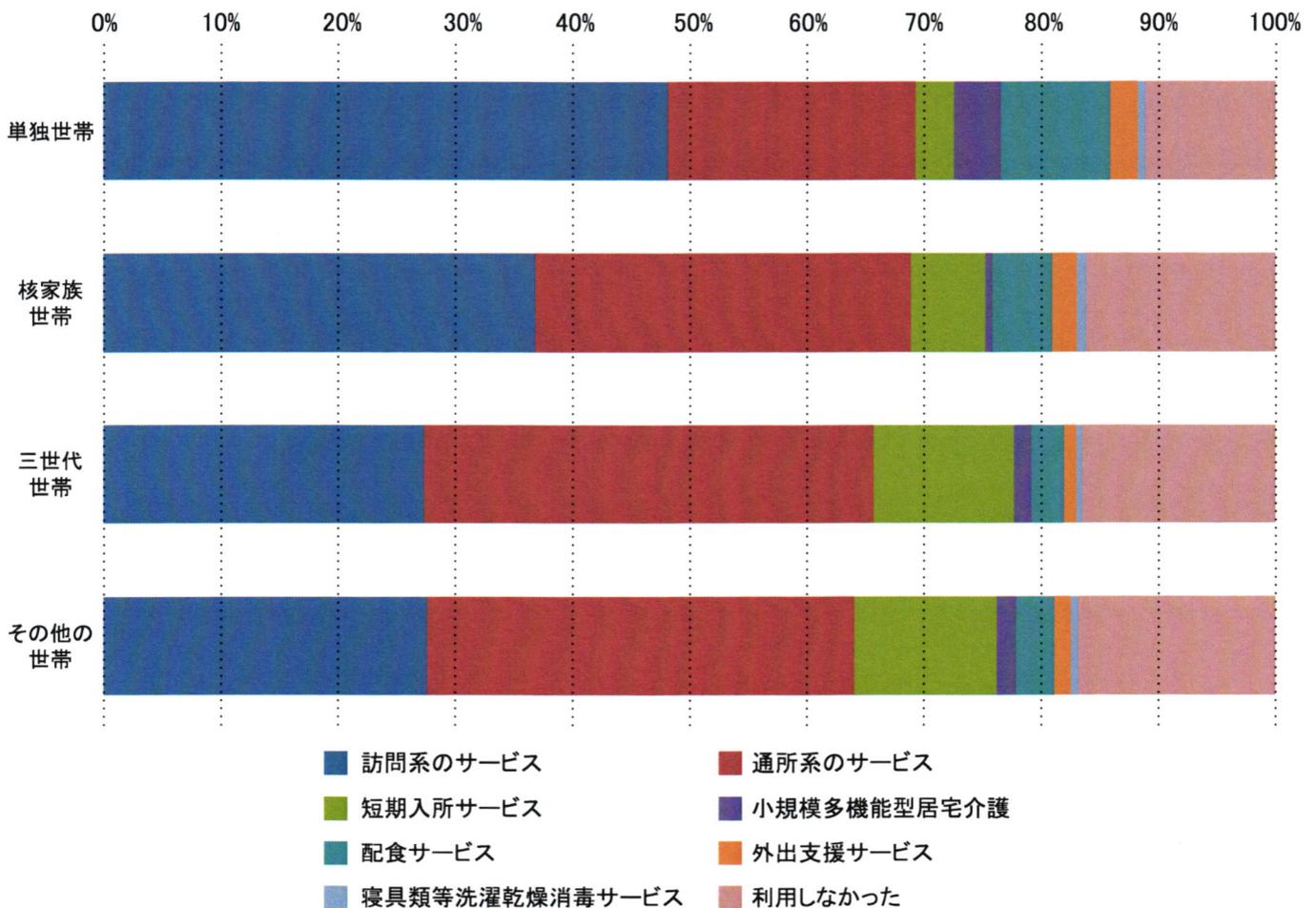
出所：厚生労働省「平成22年 国民生活基礎調査」

2 単身世帯の居宅サービス利用率は高い

世帯構造別にみて、単身世帯の居宅サービス利用率は84.0%と最も高い。

居宅サービスの種類別では単身世帯が「訪問系のサービス」が69.1%と最も多く、「配食サービス」の割合も13.4%と他の世帯構造に比べて高くなっている。

世帯構造別にみた居宅サービスの利用状況の割合（複数回答）



出所：厚生労働省「平成22年 国民生活基礎調査」

3 単身世帯で在宅介護は可能か しかも施設も不足

最も介護度の高い「要介護5」の人が、介護保険の支給限度額全てを在宅の「身体介護」に充てても、1日5時間弱しかサービスが受けられない。これでは到底、単身世帯の「在宅介護」は不可能である。

しかも、「在宅」がダメなら「施設」の特別養護老人ホームの入所を希望しても約42.1万人の申込者が待ち状態となっている。

特別養護老人ホームの入所申込者の状況

		不明	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
入所申込者数		791	52,914	78,657	110,372	99,806	78,719	421,259
在宅者			32,897	43,955	54,486	41,251	26,088	198,677
在宅でない者		791	20,017	34,702	55,886	58,555	52,631	222,582
現在の入院、入所施設等	医療機関(病院又は診療所(介護療養型医療施設を除く。))		4,049	6,652	11,616	14,399	17,145	53,861
	介護療養型医療施設		447	843	1,886	2,778	4,569	10,523
	介護老人保健施設		5,954	12,407	20,424	19,648	13,259	71,692
	養護老人ホーム		446	467	542	395	172	2,022
	軽費老人ホーム		914	648	406	205	98	2,271
	グループホーム		2,091	3,189	4,125	2,707	1,120	13,232
	有料老人ホーム		596	787	853	737	441	3,414
	不明・その他(注)	791	5,520	9,709	16,034	17,686	15,827	65,567

注：都道府県調査において、入院、入所の施設の種別が不明な者、居所不明な者等

出所：厚生労働省(2009年12月現在)

高齢者単身世帯の社会的孤立

高齢者単身世帯では、1日24時間のうち睡眠時間も含めて20時間30分(85%)で1人で過ごしている。高齢者夫婦世帯の場合、1日当たり13時間20分(55%)となっている。

一緒にいた人別 平均時間

(単身世帯の65歳以上及び高齢者夫婦世帯の65歳以上、週全体)

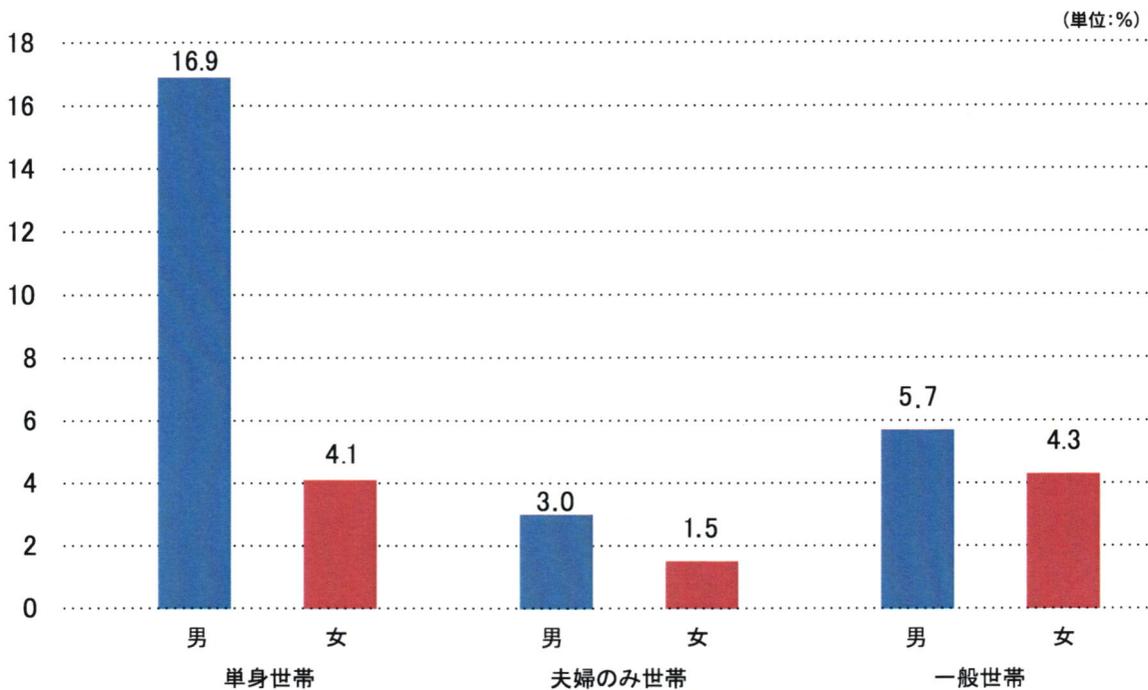
		総数					男					女				
		一人で		家族	学校・職場の人	その他の人	一人で		家族	学校・職場の人	その他の人	一人で		家族	学校・職場の人	その他の人
			睡眠を除く					睡眠を除く					睡眠を除く			
高齢者単身世帯		20:22	12:02	0:50	0:25	1:42	20:31	12:05	0:45	0:37	1:34	20:19	12:02	0:52	0:21	1:45
高齢者単身世帯	子はいない	20:54	12:47	0:09	0:19	2:00	21:16	12:56	0:10	0:19	1:31	20:48	12:45	0:08	0:18	2:11
	子がいる	20:13	11:50	1:01	0:27	1:38	20:18	11:49	0:55	0:42	1:36	20:12	11:51	1:03	0:22	1:38
	うち同一敷地内	11:40	10:28	2:28	0:30	1:28	19:36	10:39	1:54	0:29	1:17	18:59	10:23	2:38	0:30	1:31
	近所	19:59	11:36	1:19	0:32	1:19	20:21	12:04	1:25	0:47	1:17	19:54	11:30	1:17	0:27	1:19
	同一市町村	20:26	12:08	0:50	0:29	1:38	20:49	12:16	0:37	0:41	1:18	20:20	12:06	0:54	0:26	1:41
	他の地域	20:36	12:15	0:34	0:22	1:45	20:34	12:12	0:33	0:44	1:49	20:36	12:16	0:34	0:15	1:44
高齢者夫婦世帯		13:20	6:05	8:31	0:33	1:14	13:19	4:52	8:19	0:45	1:16	13:20	5:21	8:46	0:17	1:12
高齢者夫婦世帯	子はいない	12:40	4:23	9:00	0:24	1:11	12:30	3:57	8:47	0:32	1:25	12:54	4:58	9:16	0:13	0:53
	子がいる	13:23	6:08	8:29	0:33	1:14	13:23	4:56	8:17	0:46	1:15	13:22	5:23	8:44	0:17	1:13
	うち同一敷地内	13:19	4:58	8:32	0:32	1:14	13:24	4:52	8:15	0:44	1:16	13:13	5:05	8:50	0:18	1:12
	近所	13:07	4:49	8:33	0:43	1:12	13:13	4:35	8:09	1:01	1:10	13:01	5:05	9:01	0:23	1:16
	同一市町村	13:09	4:56	8:43	0:33	1:15	13:11	4:46	8:27	0:46	1:16	13:08	5:08	9:03	0:17	1:13
	他の地域	13:38	5:24	8:19	0:30	1:14	13:34	5:09	8:13	0:42	1:16	13:43	5:44	8:25	0:16	1:12

出所：総務省「平成18年 社会生活基礎調査」より筆者が組みかえ

1 単身世帯は社会とのつながりが弱い

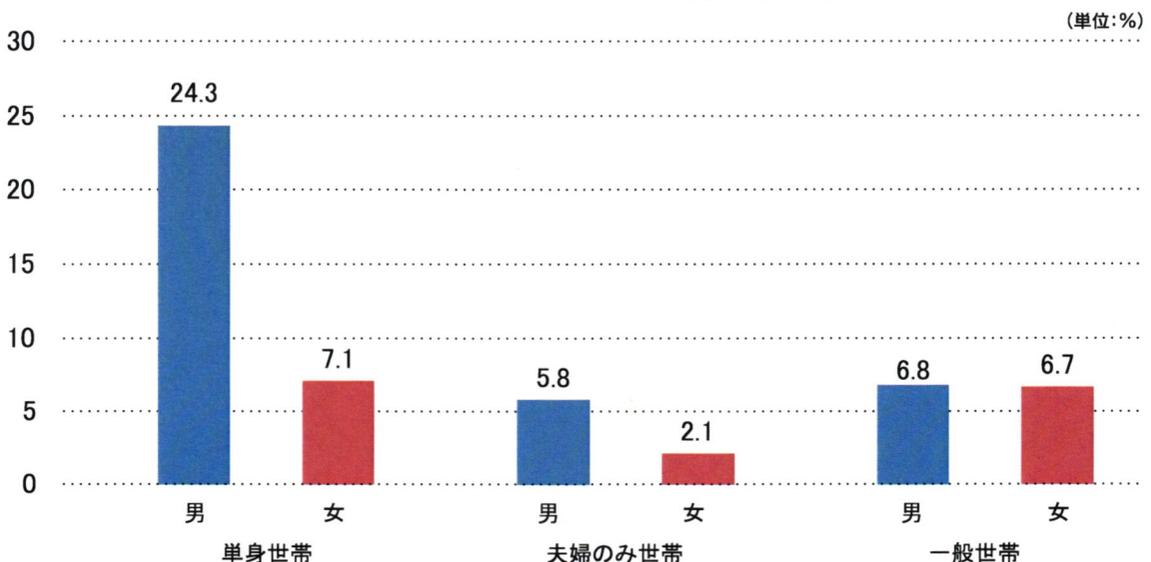
単身世帯は、他の世帯に比べて「心配事の相談相手がいない」「近所付き合いがない」の比率が高い。とくに男性にその傾向が著しい。

65歳以上の高齢者の地域社会との関係 心配事の相談相手がいない



出所：内閣府「世帯類型に応じた高齢者の生活実態等に関する意識調査（2006年度）」

65歳以上の高齢者の地域社会との関係 近所付き合いがない



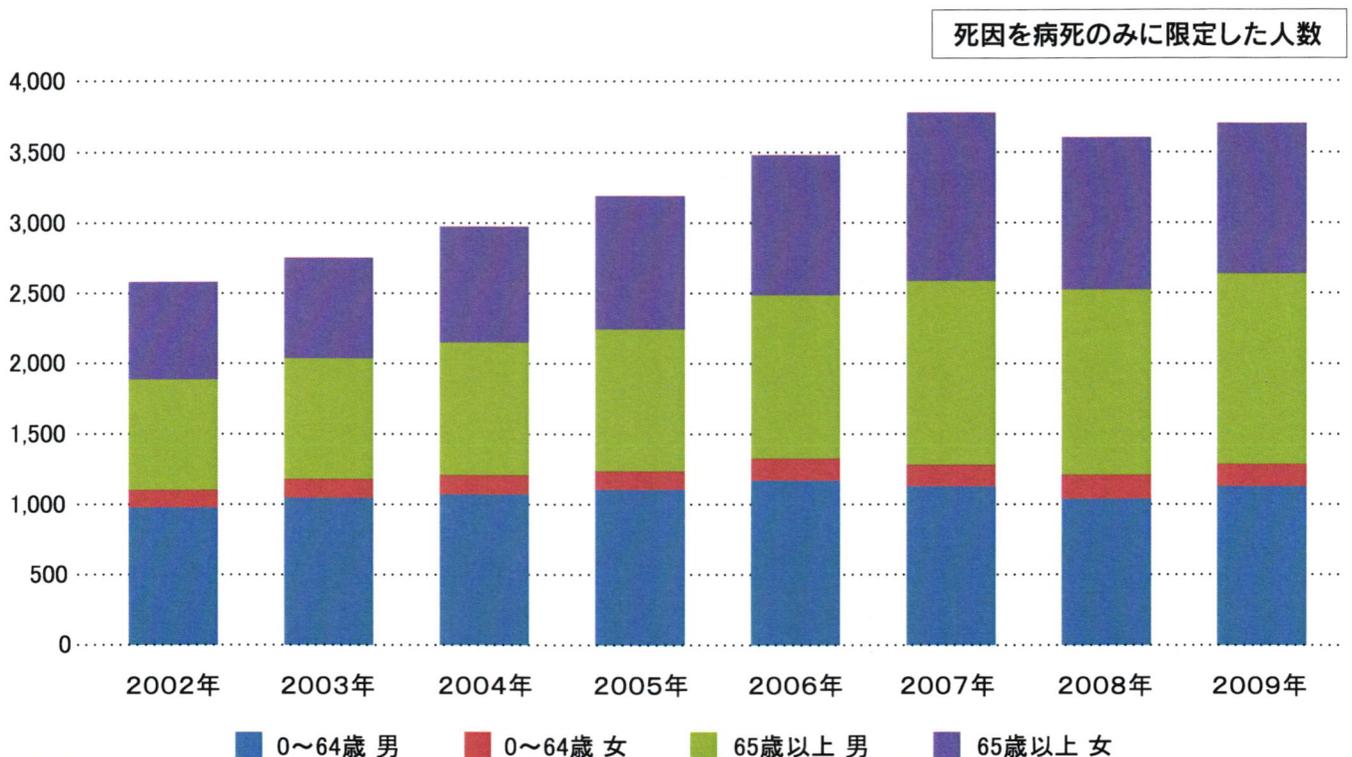
出所：内閣府「世帯類型に応じた高齢者の生活実態等に関する意識調査（2006年度）」

2 単身世帯の孤独死

孤独死の定義はないが、「一人暮らしの人が誰にも看取られることなく、当人の居住内等で生活中的突発的な疾病等によって死亡すること」といわれている。1970年代に社会問題化し、誰にも看取られることなく、死後数日から数ヶ月して発見される悲惨なケースもある。

ここでは東京都内の実態を紹介したい。

一人暮らしの者の死亡（東京都内）



出所：東京都監察医務院

2 単身世帯の孤独死

2009年の死因

死 因	病死	自殺	死因不明	当院以外の司法解剖
死因数	3,703	821	763	59
%	69.3	15.4	14.3	1.1

出所：東京都監察医務院

一人暮らしの者の死亡における発見者 (2009年)

発見者	家人	隣人	通行人	知人	保健・福祉	配達人	管理人	警察官	家政婦等	その他
発見数	1,445	592	419	980	826	82	679	78	12	233
%	27.0	11.1	7.8	18.3	15.5	1.5	12.7	1.5	0.2	4.4

出所：東京都監察医務院



生活保護を受けられず無職男性が孤独死

参考文献：藤森克彦「単身急増社会の衝撃」
 橋本俊詔「無縁社会の正体」
 西垣千春「老後の生活破綻」

地域社会を人間らしい生活が
営める最後の砦に
単身世帯でも安心して暮らせる地域を

私たちの提案

- ① 地域を家族単位でなく、1人ひとりの個人単位でとらえなおす。
- ② 無縁社会を克服し、人の輪と交流、連帯の地域づくりを促進する。
- ③ 単身世帯でも安心して暮らせる生活、就労、介護などのセーフティネットの再構築をする。

地域づくりを住民の共生、共育、共学、共助、共働を通して人間関係の営みをつくり、それを共有、共感する関係づくりへつなげる。

— 単身世帯の悩み、要求にこたえる —

地域人権ネットの 名古屋西部生活支援センター をご利用ください。

Nagoya Seibu Seikatu Sien-Center

専門家が対応!

名古屋西部 生活支援センター

気軽に
ご相談を

生活 介護 福祉 年金 法律 教育
成年後見 経営 就労 などの相談活動

- 少子高齢社会による一人暮らし
や高齢者世帯の増大
- 地域社会と家族をめぐる状況が
大きく変化

今、社会では生活者がさまざまな困難に直面しています。
さらに、それを解決する地域と家族の力が
大きく損なわれています。
これらの問題を社会的な協同の力で解決を図るのが、
名古屋西部生活支援センターです。

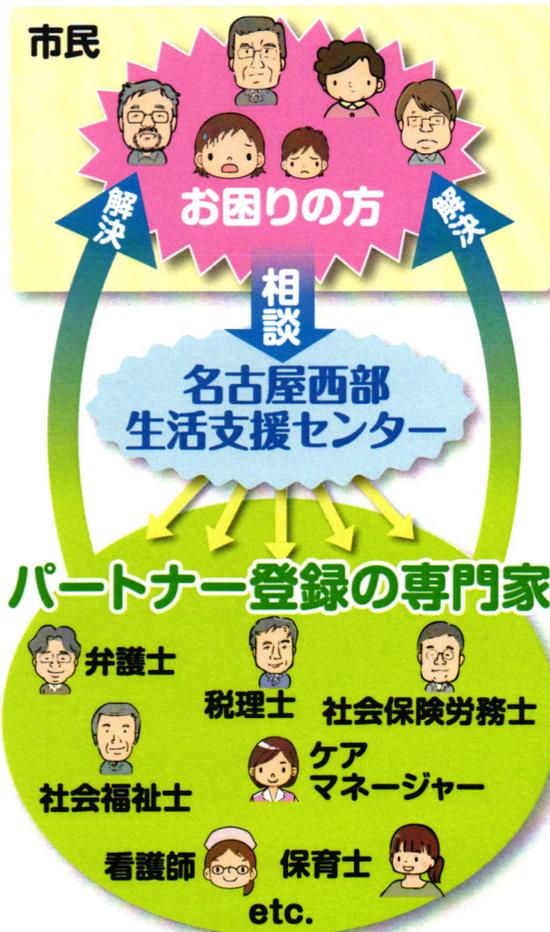
当センターの特徴は、生活上の悩み・要望・要求などを、パートナー
として登録していただいた専門家の方々（弁護士、税理士、社会保険
労務士、社会福祉士、ケアマネージャー、看護師、保育士、ケースワ
ーカーなど）に対応していただく本格的な総合相談センターです。

当センターの相談料は無料です。ただし、法的な手続きなどが必
要な場合は、弁護士事務所などの規定による料金が発生します。

問題解決に向けて、お気軽に当センターをご利用ください。

相談料は無料!!

■支援のイメージ



当センターの目的

少子高齢社会による世帯構成の変貌と社会格差の進行の中で、地域社会と家族のあり方が大きな問題となっています。生活力の低下が深刻化し、地域住民による矛盾の解決能力が著しく弱体化しています。例えば、高齢者の単独世帯では、身体機能の弱まりで移動に不自由があったり、地域社会との断絶が進み、本来の役割も担えなくなっています。

名古屋西部生活支援センターは、こうした課題を個人で解決するのではなく、社会的協同による解決を図る立場で運営されています。住民の皆さまの「願い」や「困りごとの解決」を実現する助言や橋渡しをする生活相談をご利用ください。

生活相談活動とは・・・

私どもの生活相談は、それぞれの分野ごとに専門家の皆さまに担当していただきます。

高齢者の問題はケアマネジャー、生活保護などの社会福祉問題では熟練を積んだ生活相談員、成年後見人などの法律問題では弁護士、経営問題では税理士・経営指導員、年金・就労問題では社会保険労務士、子育て問題では保育士というように各専門家（事業所・会社・事務所など）の皆さまが当センターの「パートナー事業所」として登録していただき円滑な運営を図っています。

生活相談活動の紹介

介護相談 ▶ ケアマネージャー、社会福祉士、社会福祉主事

- 介護に関する相談
- 要介護認定申請の相談
- 在宅介護
デイサービス、訪問介護、訪問看護、グループホーム等の利用相談
- 施設
有料老人ホーム、特別養護老人ホーム等への入所相談
- 配食サービス・福祉用具・住宅改修の相談
- 介護・福祉タクシーの利用相談

認知症相談 ▶ 医師、看護師、介護福祉士

- 認知症に関する理解や介護の仕方
- 認知症医療機関の紹介
- 認知症の在宅介護・施設の紹介

年金相談 ▶ 社会保険労務士

- 年金制度に関する相談
国民年金、厚生年金、障がい年金、遺族年金、老齢年金の相談

福祉制度相談 ▶ 社会保険労務士、地方議員経験者、保育士、ケースワーカー、生活相談員

- 生活保護
受給申請・内容相談、不当な締め付け相談、人権侵害相談
- 母と子の相談
入院助産制度の相談、保育所入所・保育料減免等の相談、母子・父子家庭の福祉に関する相談
- 教育相談
学校でのいじめ相談、登校拒否相談、教育費の父母負担軽減の相談、就学援助制度に関する相談、高校生・大学生を対象の貸付金に関する相談
- 障がい者
障がい者手帳の申請、障がい者の生活と仕事に関する相談、障がい者の施設紹介
- 失業・雇用相談
雇用履歴の相談、失業給付の相談、教育訓練制度の相談、パート労働者の権利相談、育児・介護休業制度の活用、労働者派遣に関する相談
- 公営住宅・住宅資金相談
公営住宅入居相談、住宅建設資金貸し付け相談



法律相談 ▶ 弁護士、司法書士

- 成年後見制度
法定後見制度、後見人を選任する方法、後見人等の選任、成年後見人等の職務、任意後見制度に関する相談
- 借金問題
過払い請求、個人の借金整理、中小企業の借金整理
- 離婚
離婚の手続き—調停・訴訟、未成年の子どもの養育、離婚をめぐる金銭問題
- 交通事故
示談交渉、その他の紛争解決方法、訴訟
- 刑事事件
刑事事件、少年事件、刑事告訴等
- 労働事件
解雇・退職、賃金・残業代、労働災害等の解決のための手続き
- 借地借家
借主に関する相談、貸主に関する相談
- 相続遺言
遺産分割協議、遺言書作成
- 消費者
訪問販売等、消費先物取引、次々販売（過当販売）、リフォーム商法、振り込み詐欺、架空請求詐欺、クーリングオフ、消費者契約の取消・無効
- 法人設立
営利会社、非営利法人設立等の相談、事業の引き継ぎ相談
- その他法律相談
日常生活の相談、行政を相手にした相談

経営相談 ▶ 税理士、会計士、経営相談員、保険アドバイザー

- 経営一般
売上げ増加、下請け代金未払い、国保料滞納、一人親方労災（資源再生利用業者）の相談
- 税金相談
記憶・決算、税金滞納、税務調査、保険加入、自然災害の相談
- 融資相談
公的融資の活用、金融機関からの融資、返済期間等の変更の相談
- 開業相談
資金調達、営業許可、税務手続き、経営対策、記帳・申告の相談

まずはお気軽にお電話を！

TEL 052-462-8581

FAX 052-462-8583

名古屋西部生活支援センター

(地域人権ネット、NPO地域人権ゆうあい会等)

業務時間 / 9:30~16:00 定休日 / 土・日曜日、祝日

〒451-0051 名古屋市区則武新町一丁目6番13号 ハーティ則武2階 201号室

E-mail: qqwh9bdd@almond.ocn.ne.jp



地域人権ネット

名古屋市東区外堀町57番地 岩佐ビル
TEL 052-971-0265
FAX 052-971-0726